

公立大学ガバナンス・コードへの本学の適合状況について

公立大学ガバナンス・コード		本学の適合状況	情報公表の状況
基本原則1	公立大学の自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築	公立大学は、設置自治体が示す設置目的をミッションとして踏まえ、設置自治体から措置される基盤的経費を重要な財源として活用しながら、教育・研究、地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、地域の公共的財産として地域社会の発展に貢献する責任を負っている。この責任を果たしていくために、公立大学にはその自主性・自律性に基づいた目標・計画を作成し、それを実現に導くことのできる体制を構築することが求められる。	
原則1-1	公立大学のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定	公立大学は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定する。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を示すなど、透明性の確保に努めていく。	<ul style="list-style-type: none"> ○理念・目的 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/overview/rinen.html ○中期目標・中期計画 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/plan4ki.html ○会議に関する情報 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/report.html
原則1-2	目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築	公立大学は、ミッションを踏まえ、目標を達成するための戦略を策定・実行するとともに、その成果の検証を行い、目標・戦略の見直しに反映させる仕組みを整備する。その際、大学の活動についてのデータを収集・分析し、意思決定を支援するためのIR機能等の充実など、エビデンスベースによる検証、資源配分の見直しに努めていく。	<ul style="list-style-type: none"> ○学長の下、教育や研究、社会貢献等の担当別の4人の副学長を置き、本学が行う各分野の取組みを推進する体制を整備している。 ○中期計画の策定に当たっては、教育研究審議会及び外部有識者を含む役員会・経営審議会において審議するとともに、北九州市が設置する「公立大学法人北九州市立大学評価委員会」においても、委員から意見を聴取している。 ○中期計画には評価指標を設定し、同指標の状況を適宜把握することで同計画の達成に向けて各種取組みを推進している。
原則1-2	目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築	公立大学は、ミッションを踏まえ、目標を達成するための戦略を策定・実行するとともに、その成果の検証を行い、目標・戦略の見直しに反映させる仕組みを整備する。その際、大学の活動についてのデータを収集・分析し、意思決定を支援するためのIR機能等の充実など、エビデンスベースによる検証、資源配分の見直しに努めていく。	<ul style="list-style-type: none"> ○学長の下、教育や研究、社会貢献等の担当別の4人の副学長を置き、本学が行う各分野の取組みを推進する体制を整備している。 ○中期計画の策定に当たっては、教育研究審議会及び外部有識者を含む役員会・経営審議会において審議するとともに、北九州市が設置する「公立大学法人北九州市立大学評価委員会」においても、委員から意見を聴取している。 ○中期計画には評価指標を設定し、同指標の状況を適宜把握することで同計画の達成に向けて各種取組みを推進している。
原則1-3	自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築	公立大学は、ミッションを実現するため、設置自治体からの運営費交付金等を重要な財政基盤としていることから、大学内部の人的・物的資源等を戦略的、効率的、効果的に配分するとともに、教職協働により教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営の体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ○学長の下、教育や研究、社会貢献等の担当別の4人の副学長を置き、本学が行う各分野の取組みを推進する体制を整備している。 ○中期計画の策定に当たっては、教育研究審議会及び外部有識者を含む役員会・経営審議会において審議するとともに、北九州市が設置する「公立大学法人北九州市立大学評価委員会」においても、委員から意見を聴取している。 ○中期計画には評価指標を設定し、同指標の状況を適宜把握することで同計画の達成に向けて各種取組みを推進している。
原則1-3	自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築	公立大学は、ミッションを実現するため、設置自治体からの運営費交付金等を重要な財政基盤としていることから、大学内部の人的・物的資源等を戦略的、効率的、効果的に配分するとともに、教職協働により教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営の体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ○学長の下、教育や研究、社会貢献等の担当別の4人の副学長を置き、本学が行う各分野の取組みを推進する体制を整備している。 ○中期計画の策定に当たっては、教育研究審議会及び外部有識者を含む役員会・経営審議会において審議するとともに、北九州市が設置する「公立大学法人北九州市立大学評価委員会」においても、委員から意見を聴取している。 ○中期計画には評価指標を設定し、同指標の状況を適宜把握することで同計画の達成に向けて各種取組みを推進している。
原則1-4	多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の計画的な育成	公立大学は、社会に対する役割を継続的に果たしていけるよう、性別や国際性などの観点から多様な人材を確保するとともに、大学経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性・戦略性を有する人材、地方自治制度や高等教育制度に精通する人材等、高度な専門性を有する人材を長期的な視点に立って計画的に育成する。特に、大学の運営の重要な担い手である事務職員については、中長期的な人材育成計画や人事異動方針等を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> ○学長の下、教育や研究、社会貢献等の担当別の4人の副学長を置き、本学が行う各分野の取組みを推進する体制を整備している。 ○中期計画の策定に当たっては、教育研究審議会及び外部有識者を含む役員会・経営審議会において審議するとともに、北九州市が設置する「公立大学法人北九州市立大学評価委員会」においても、委員から意見を聴取している。 ○中期計画には評価指標を設定し、同指標の状況を適宜把握することで同計画の達成に向けて各種取組みを推進している。
原則1-4	多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の計画的な育成	公立大学は、社会に対する役割を継続的に果たしていけるよう、性別や国際性などの観点から多様な人材を確保するとともに、大学経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性・戦略性を有する人材、地方自治制度や高等教育制度に精通する人材等、高度な専門性を有する人材を長期的な視点に立って計画的に育成する。特に、大学の運営の重要な担い手である事務職員については、中長期的な人材育成計画や人事異動方針等を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> ○学長の下、教育や研究、社会貢献等の担当別の4人の副学長を置き、本学が行う各分野の取組みを推進する体制を整備している。 ○中期計画の策定に当たっては、教育研究審議会及び外部有識者を含む役員会・経営審議会において審議するとともに、北九州市が設置する「公立大学法人北九州市立大学評価委員会」においても、委員から意見を聴取している。 ○中期計画には評価指標を設定し、同指標の状況を適宜把握することで同計画の達成に向けて各種取組みを推進している。
原則1-5	自ら実行する不断の改革	公立大学は、社会が急速に変化する中で、地域社会から欠くべからざる存在であり続けるために、自ら不断の改革を実行するとともに、その成果を積極的に社会に発信する。	<ul style="list-style-type: none"> ○学長の下、教育や研究、社会貢献等の担当別の4人の副学長を置き、本学が行う各分野の取組みを推進する体制を整備している。 ○中期計画の策定に当たっては、教育研究審議会及び外部有識者を含む役員会・経営審議会において審議するとともに、北九州市が設置する「公立大学法人北九州市立大学評価委員会」においても、委員から意見を聴取している。 ○中期計画には評価指標を設定し、同指標の状況を適宜把握することで同計画の達成に向けて各種取組みを推進している。
原則1-5	自ら実行する不断の改革	公立大学は、社会が急速に変化する中で、地域社会から欠くべからざる存在であり続けるために、自ら不断の改革を実行するとともに、その成果を積極的に社会に発信する。	<ul style="list-style-type: none"> ○学長の下、教育や研究、社会貢献等の担当別の4人の副学長を置き、本学が行う各分野の取組みを推進する体制を整備している。 ○中期計画の策定に当たっては、教育研究審議会及び外部有識者を含む役員会・経営審議会において審議するとともに、北九州市が設置する「公立大学法人北九州市立大学評価委員会」においても、委員から意見を聴取している。 ○中期計画には評価指標を設定し、同指標の状況を適宜把握することで同計画の達成に向けて各種取組みを推進している。
基本原則2	公立大学の適正な経営の展開	公立大学が、自主的・自律的な環境の下、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、社会に対する役割を果たし続けるためには、学長がそのリーダーシップを発揮し、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築することが求められる。またガバナンスの基本要素の一つとしてトップへの牽制機能が求められる。公立大学は、それぞれの制度環境に即して、学長に対する自律的な牽制機能について検討し、強化していく必要がある。	
原則2-1	学長をはじめとした経営執行部の責務		
原則2-1-1	学長の責務	学長は、基本原則1に掲げる事項を踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営の考え方を明らかにし、教職員の理解を得て、その意欲と能力を引き出すとともに、学生等に対しても情報発信に努めるべきである。また、自大学の教育研究の成果が最大化されるようリーダーシップを発揮するとともに、多様な関係者の意見、期待を踏まえて大学経営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員に対しては、教育研究審議会等の各種会議、予算編成及び中期計画の進捗状況の報告等の機会において経営及び教学運営に関する考え方を示している。 ○学生に対しては、入学式や学位授与式等の各種式典において、教育研究の考え方を示している。 ○学外に向けても、大学ウェブサイトや大学案内において、大学の魅力を学長メッセージとして広く情報発信している。 ○法人の経営に関する重要事項を審議する経営審議会には、産業界や教育界、メディア等多様な分野から大学に関し広くかつ高い識見を有する学外委員が参画しており、こうした委員の多様な意見を取り入れながら大学運営を行っている。 ○毎年度、「学長と学部等との意見交換」を実施し、学内関係者からの多様な意見を聴取し、適宜大学運営に反映している。
原則2-1-1	学長の責務	学長は、基本原則1に掲げる事項を踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営の考え方を明らかにし、教職員の理解を得て、その意欲と能力を引き出すとともに、学生等に対しても情報発信に努めるべきである。また、自大学の教育研究の成果が最大化されるようリーダーシップを発揮するとともに、多様な関係者の意見、期待を踏まえて大学経営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員に対しては、教育研究審議会等の各種会議、予算編成及び中期計画の進捗状況の報告等の機会において経営及び教学運営に関する考え方を示している。 ○学生に対しては、入学式や学位授与式等の各種式典において、教育研究の考え方を示している。 ○学外に向けても、大学ウェブサイトや大学案内において、大学の魅力を学長メッセージとして広く情報発信している。 ○法人の経営に関する重要事項を審議する経営審議会には、産業界や教育界、メディア等多様な分野から大学に関し広くかつ高い識見を有する学外委員が参画しており、こうした委員の多様な意見を取り入れながら大学運営を行っている。 ○毎年度、「学長と学部等との意見交換」を実施し、学内関係者からの多様な意見を聴取し、適宜大学運営に反映している。
原則2-1-2	学長を支える補佐体制の構築	学長は、副学長、学長補佐等の人材を適材適所に責任をもって学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行へのサポートが機能する体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ○学長の下、教育や研究、社会貢献等の担当別の4人の副学長を置き、学長が指示する特定の事項について担当する学長補佐を置いており、学長の意思決定や業務遂行を支える体制を構築している。
原則2-1-2	学長を支える補佐体制の構築	学長は、副学長、学長補佐等の人材を適材適所に責任をもって学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行へのサポートが機能する体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ○学長の下、教育や研究、社会貢献等の担当別の4人の副学長を置き、学長が指示する特定の事項について担当する学長補佐を置いており、学長の意思決定や業務遂行を支える体制を構築している。

公立大学ガバナンス・コード		本学の適合状況	情報公表の状況
原則2-1-3	戦略的な資源配分	<p>○予算編成にあたっては、中期計画を推進するため、選択と集中による戦略的な編成を行うことを目的として、「北九州市立大学予算方針会議」を置き、編成の基本方針や重点的に予算を配分する事業の選定等について協議し、経営審議会及び役員会においても審議した上で戦略的な資源配分を行っている。</p> <p>○教員の選考にあたっては、学長は選考委員会を設置し、将来計画・人事計画との整合を図りながら行っている。</p> <p>○大学の組織及び教職員の人事に関し、全学的視点に立って審議を行う「組織人事委員会」において、教育・研究の効果を高めるための教員の異動等を審議し、戦略的に人員を配置している。</p>	<p>○財務諸表等 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/finance.html</p>
原則2-1-4	大学の経営執行部に求められる責務	<p>○法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置き、大学経営の重要事項について審議している。</p> <p>○経営審議会は年3回の開催を常例とし、急を要する場合は、「公立大学法人北九州市立大学経営審議会規則」において臨時で会議を開催することを規定しており、迅速な審議を行う体制を整えている。</p>	<p>○会議に関する情報 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/report.html</p>
原則2-2	大学の経営、教育研究を支える審議機関と監査体制の構築		
原則2-2-1	外部ステークホルダーを交えた経営審議体制の構築	<p>公立大学は、業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様なステークホルダーの幅広い意見を聴き、その知見を積極的に大学経営に反映させるために経営に関する重要事項を審議する機関などの組織体制を整備する。そうした組織に対しては、その役割を踏まえ適切な議題の設定をはじめ、明確な方針に基づいた委員の選任を行うとともに、外に開かれた組織となるよう学外委員を半数以上で構成するなど、審議を活性化させるため運営方法を工夫する。</p>	<p>○法人に関する情報 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/info.html</p> <p>○役員名簿 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/overview/yakuin.html</p> <p>○会議に関する情報 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/report.html</p>
原則2-2-2	教育研究の質の向上を図るための審議体制の構築	<p>公立大学は、教育研究の質の向上を図り、教育・研究・地域/社会貢献の機能を最大限発揮できる教学運営を実現するため、教育研究に関する重要事項を審議する機関などの組織体制を整備する。そうした組織に対しては、その責務を十全に果たせるよう、他の会議体との役割分担を明確にし、会議運営を工夫する。</p>	<p>○法人に関する情報 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/info.html</p> <p>○役員名簿 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/overview/yakuin.html</p> <p>○会議に関する情報 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/report.html</p>
原則2-2-3	大学業務に対する適切な監査体制の構築	<p>公立大学は、監査等の業務を通じて効果的・明示的に牽制機能を果たすことができる体制を整備するとともに、担当する監事等がそれらを適切にチェックできる仕組みを工夫する。</p>	<p>○法人に関する情報 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/info.html</p> <p>○財務諸表等 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/finance.html</p>
原則2-3	学長選考機関の責務		
原則2-3-1	公立大学のミッションを踏まえた責任ある学長の選考	<p>○定款第11条に基づき、学長選考機関として「学長選考会議」を置いている。</p> <p>○「公立大学法人北九州市立大学学長選考会議規則」第3条に基づき、「学長選考会議」は、経営審議会で選出した委員3名(学外者含む)と教育研究審議会で選出した3名で構成している。</p> <p>○地方独立行政法人法第71条及び「公立大学法人北九州市立大学学長選考規則」第3条を踏まえ、選考の基準として学長に求められる人物像を明示し、公表している。</p>	<p>○法人に関する情報 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/info.html</p> <p>○学長選考・学長業績評価に関する情報 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/gakucho-senko.html</p>
原則2-3-2	学長の解任のための手続きの整備	<p>○「公立大学法人北九州市立大学学長選考規則」第11条において、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるときや職務上の義務違反があるとき、職務の遂行が適当でないため、学長として引き続き職務を行わせることが適切でないときなどは、「学長選考会議」は理事長に対して学長の解任を申し出ることができることを規定している。</p> <p>○「公立大学法人北九州市立大学学長選考規則」第12条において、解任の審議等の手続きについて規定している。</p>	<p>○学長選考・学長業績評価に関する情報 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/gakucho-senko.html</p>
原則2-3-3	学長の業務執行に関する評価	<p>選考機関は、学長の選任の後も、学長の業務が適切に執行されているか評価を行う。評価にあたっては、法人の自己評価など既存の評価を参考にするとともに、教職員等からのヒアリングを行うなど、学長が大学内部において果たしている実態について適切に状況を把握して行うほか、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、選考機関による学長の選考を一過性のものにするのではなく、学長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つ。</p>	<p>○学長選考・学長業績評価に関する情報 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/gakucho-senko.html</p>

公立大学ガバナンス・コード		本学の適合状況	情報公表の状況
原則2-4	法令遵守とリスクマネジメント		
原則2-4-1	法定事項に関する適切な情報開示	<p>公立大学は、設置自治体からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共体として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るため、公正な運営に努めるとともに透明性の確保が求められる。法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、大学運営、教育・研究・地域／社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表する。</p>	<p>○中期目標・中期計画 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/plan.html</p> <p>○財務諸表等 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/finance.html</p> <p>○教育研究活動等の情報 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/edu/</p> <p>○教員養成の状況についての情報公表に関すること https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/teacher-training/</p>
原則2-4-2	研究活動における倫理の遵守	<p>公立大学は、所属する研究者一人一人に高い研究倫理を身につけさせるとともに、研究インテグリティを確保し、組織としての自己規律を固めることが求められる。そのため、適切な環境の整備や研修体制を構築するとともに、若手研究者等が自立して研究活動に取り組める支援体制を構築する。</p>	<p>○研究不正防止体制 https://www.kitakyu-u.ac.jp/research/ethics/misconduct.html</p> <p>○特別研究推進費 https://www.kitakyu-u.ac.jp/research/activities/grants.html</p>
原則2-4-3	大学特有のリスクに対する備え	<p>公立大学は、大学特有のリスクに対し常に備えることにより、業務の継続性を維持できるよう、サイバーセキュリティを確保するとともに、必要な体制整備を行う。</p>	<p>○情報セキュリティポリシーについて https://www.kitakyu-u.ac.jp/department/facilities/citm/security.html</p>
原則2-4-4	内部統制の仕組みの整備と運用体制	<p>公立大学は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、大学経営及び教育・研究・地域／社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要がある。そのために、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的な見直しを図る。</p>	<p>○法人に関する情報 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/info.html</p> <p>○財務諸表等 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/finance.html</p>
基本原則3	教育研究の発展	<p>公立大学は、地域における高等教育機関の中心的存在として大学が普遍的に有する教育機会の均等の実現、高度な教育による社会の持続的発展を支える高度人材の輩出、社会にとって普遍的な価値をもたらす高度な学術研究の推進、社会の各層に対する大学の知的価値の提供などの社会的貢献等様々な機能を変化させつつ、高度化していく責務がある。そのため、学長には、その設置目的に示されたミッションとの整合を図りながら、全体として調和のとれた大学運営を実現するために、全学的な視点で行われる教学マネジメントを確立し、教育研究等の質の不断の見直しのためのマネジメントの強化に取り組むことが求められる。さらに、今後の18歳人口の激減やAIの普及などの社会環境の変化を展望し、必要となる教育改革を実現することが求められる。</p>	
原則3-1	全学的視点に立った教学マネジメントの実現		
原則3-1-1	学位プログラム毎の学修目標と方針の具体化	<p>公立大学は、基本原則1で掲げるミッションやビジョンを踏まえ、大学に置かれる学位プログラム毎に学修目標を分かりやすく具体的に設定する。また、その学修目標を達成するために、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を実質的に機能するよう適切な策定単位で定め、不断の見直しを行う。</p>	<p>○大学の教育研究上の目的に関すること https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/edu/purpose.html</p> <p>○3つのポリシー https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/3poricy.html</p> <p>○教育研究活動等の情報 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/edu/</p> <p>○内部質保証の推進 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/edu/</p>
原則3-1-2	学修目標の達成を支える学修者目線での教育課程の編成	<p>公立大学は、原則3-1-1で掲げる学修目標を達成するため、個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、学修者の目線に立った教育課程を体系的・組織的に編成する。</p>	<p>○3つのポリシー https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/3poricy.html</p>
原則3-1-3	教育成果と学修成果の把握と可視化	<p>公立大学は、原則3-1-2で掲げる教育課程を通じ、原則3-1-1の学修目標で定めた資質・能力を育成できているかどうか、また学生一人一人が自らの学びによりその資質・能力が獲得できたことを実感・説明できるよう、教育成果と学修成果の把握・可視化に努める。</p>	<p>○内部質保証の推進 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/edu/</p> <p>○3つのポリシー https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/3poricy.html</p>

公立大学ガバナンス・コード		本学の適合状況	情報公表の状況
原則3-1-4	社会環境の変化を展望した教育改革の推進	<p>○学部・学群のカリキュラムについて、データに基づく教育アセスメントの結果を踏まえ、コア科目(主要授業科目)やカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの順次性、体系的を明確にし、可能な限り少人数教育へのシフトと充実を図ったうえで編成し、2025年度より新カリキュラムを開始している。</p> <p>○「アセスメントプラン」に基づき、各学位プログラムに係る点検・評価を毎年度実施している。</p> <p>○データサイエンス・AI教育プログラムを開設し、本学学生が、学部問わずデジタル社会の基礎知識・素養を身につけ、データをもとに事象を適切に捉えて分析・説明できるデータ思考力を身につけられるよう、育成している。</p> <p>○アントレプレナーシップ教育プログラムを開設し、論理的に物事を把握し問題解決につなげることができる力、アントレプレナーシップ(起業家精神)を有し主体的に行動する力を身につけられるよう、育成・支援している。</p>	<p>○カリキュラム 2025年度以降の全学部(学群含む)入学生 https://www.kitakyu-u.ac.jp/campus/courses/2025curriculum.html</p> <p>○内部質保証の推進 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/edu/</p> <p>○データサイエンス教育センター https://www.kitakyu-u.ac.jp/department/education/datascience-ai.html</p> <p>○アントレプレナーシップ教育プログラム https://www.kitakyu-u.ac.jp/department/education/entrepreneurship.html</p>
原則3-2	教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築		
原則3-2-1	自己点検・評価に基づく教育研究活動の継続的な改善	<p>○内部質保証推進に関する最終権限と責任を負う組織として、学長を室長とする「内部質保証推進室」を設置している。</p> <p>○教育活動に関しては、「内部質保証推進室」の下に、「教育改革推進室」を設置し、「教育改革推進室」には、全学的な教育改革に関する企画・立案を行い、これを推進する「教育改革部門」と、教学に関する各種情報を一元的に管理・分析する「教学IR推進部門」を置いており、自己点検・評価のための体制を整えている。</p> <p>○この体制のもと、客観的なエビデンスに基づく自己点検・評価を行い、必要な改善に努めている。</p> <p>○自己点検・評価を行う項目を設定した「自己点検・評価シート」を策定し、これに基づく自己点検・評価を毎年度実施している。</p> <p>○教育活動については、「アセスメントプラン」に沿った自己点検・評価を行っており、継続的な改善に努めている。</p> <p>○ファカルティ・ディベロップメント(FD)については、全学組織である「FD委員会」を設置し、教育方法の改善、向上のための組織的な取り組みを推進し、全学FD研修や新任教員研修、授業評価アンケート、授業のピアレビュー等の活動を行っている。</p> <p>○スタッフ・ディベロップメント(SD)研修は、教員及び職員を対象に、人権・ハラスメント研修、リスクマネジメント研修等を毎年実施している。</p> <p>○教務や入試、学生支援、研究支援、企画立案などの教学事項について、教員と事務局とで情報共有を図り、日常的に連携・協働して業務を行い、教職協働に努めている。</p>	<p>○内部質保証の推進 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/edu/</p> <p>○FD活動報告書 https://www.kitakyu-u.ac.jp/department/education/fd.html</p>
原則3-2-2	教育の質・学修の質を担保するためのモニタリング	<p>○「アセスメントプラン」に基づく点検・評価において、学修成果を継続的にモニタリングを行っている。</p>	<p>○内部質保証の推進 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/edu/</p>
原則3-2-3	認証評価等の積極的な活用	<p>○認証評価については、原則6年ごとに受審し、評価結果は教育研究審議会・経営審議会・役員会等の学内の会議で報告し、高く評価された点については、さらなる推進を、改善が必要な点については、改善に向けた取り組みの推進を図っている。</p> <p>○認証評価結果については、大学ウェブサイトにおいて適切に公表している。</p>	<p>○認証評価 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/evaluation.html</p>
基本原則4	地域社会への貢献	<p>公立大学は、設置自治体が示す設置目的のもとで、その活動を展開している。公立大学は大学が普遍的に有する教育・研究のみならず、それを通じた地域/社会貢献を行うことが求められる。その際、公立大学は、地域が持つ歴史的・社会的な現実の中から、自らの教育・研究を発展させる創造的な契機をくみとり、地域社会との新しい関係を作ることによって、その社会的な役割を果たしていくことが求められる。</p>	
原則4-1	ステークホルダーとの信頼醸成		
原則4-1-1	設置自治体との有機的な関係構築	<p>○設置自治体である北九州市とは、中期目標・中期計画の策定・実施・評価に関し、適宜、協議や意見交換等を実施し、信頼醸成と相互理解の促進に努めるとともに、北九州市が設置する「公立大学法人北九州市立大学評価委員会」による評価を踏まえて適切な大学運営を進めている。</p>	<p>○中期目標・中期計画 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/plan.html</p> <p>○評価結果の反映状況 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/plan4ki.html</p>
原則4-1-2	産学官連携、生涯教育等を通じた成果の還元による地域社会との関係構築	<p>○大学の研究成果を地域住民に還元し、地域住民の学習機会の場を提供するために公開講座を実施している。</p> <p>○社会人等の学び直しや課題解決のニーズに対応するためのリカレント教育(i-Designコミュニティカレッジ)や法学部の専門教育を提供する「法学部コミュニティ・コース」、非IT人材からIT人材への転身を図るリカレントプログラム「everiGo」を実施するなど、多様な教育機会を提供している。</p> <p>○研究に関しては、企業からの技術相談・経営相談を随時受け付けているほか、民間企業等からの要望に応じて、本学の研究者が技術指導、助言等を実施する学術コンサルティング制度を整備しており、地域産業の振興に貢献している。</p>	<p>○公開講座 https://www.kitakyu-u.ac.jp/contribution/open-lecture.html</p> <p>○i-Designコミュニティカレッジ https://www.kitakyu-u.ac.jp/contribution/i-design-community.html</p> <p>○法学部コミュニティ・コース https://www.kitakyu-u.ac.jp/contribution/law-community.html</p> <p>○everiGo https://everigo.jp/</p> <p>○技術相談・経営相談 https://www.kitakyu-u.ac.jp/research/cooperation/advisement.html</p> <p>○学術コンサルティング https://www.kitakyu-u.ac.jp/research/cooperation/post-125.html</p>

公立大学ガバナンス・コード		本学の適合状況	情報公表の状況
原則4-1-3	大学の財政基盤に寄与する地域住民等との関係構築	公立大学は、大学運営の財政を支える地域住民等から理解と支持を得るため、情報公表を通じて透明性を確保しながら、地域に信頼される大学としての存在感を高めていく。	○中期計画に加え、毎年度、業務実績報告書及び財務諸表をはじめとした決算報告書や監査報告書等の財務情報を適切に公表している。 ○財務諸表等 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/plan.html https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/disclosures/hojin/finance.html
原則4-2	地域の中核を支える共創拠点としての公立大学		
原則4-2-1	地域への優れた人材の輩出	公立大学は、大学が持つ資源を活かし地域と協働することで、その地域ならではの質の高い人材育成に取り組むとともに、地域に輩出する人材全体の質の向上に努める。	○地域共生教育センターは、地域社会における実践活動を通じ次世代を担う人材の育成を行っており、活動フィールドを地域とし、学生がそこにある課題に取り組むことで、地域と大学がともに成長していく社会づくりを進めていく役割を果たしている。 ○基盤教育センター及び地域戦略研究所は、地域で活躍する行政担当者や企業の実務家等を招聘し、地域科目を開講し、学生のシビックプライドの醸成を図っている。
原則4-2-2	地域経済・社会を支えるイノベーションの創出	公立大学は、優秀な研究者の確保をはじめ、研究の高度化を支援するための人材育成を通じて、地域が抱える様々な課題や取り組むべき事項に対応し、地域経済・社会を支えるイノベーションを創出する。	○環境技術研究所は、文部科学省に採択された「共同利用・共同研究拠点(公立大学、私立大学)」において、本学が所有する最新の装置を活用しながら、本学の研究者と国内外の研究者との共同研究を推進し、先制医療工学の拠点形成を目指している。 ○地域企業と連携した研究を推進することを目的に北九州産業学術推進機構(FAIS)との連携強化に向けた協定を締結するなど、イノベーションの創出に努めている。
原則4-2-3	共創拠点としてのキャンパス整備	公立大学は、多様なステークホルダーが関与しながら新たな価値を生み出す共創拠点としての期待も寄せられている。その機能を充実させるためのキャンパス・施設等の整備をはじめ、原則4-2-2で掲げるイノベーション創出のため、多様な人材が交流できる機能を充実させる。	○ひびきのキャンパスでは、本学が所有する最新の装置を活用しながら、本学の研究者と国内外の研究者との共同研究を推進し、先制医療工学の拠点形成を目指すなど交流や連携を深める場となっている。 ○「ひびきのコワーキングスペース」を整備し、企業人、本学教員、学生等の様々なステークホルダーの交流を通じて、起業マインドの醸成及び研究シーズを活用したスタートアップ企業の創出等を目指している。
基本原則5	持続可能性・多様性のある社会への対応	大学は世界に開かれ、世界的な普遍的価値を生み出し、あまねく提供する存在となることが求められる。公立大学には、社会の持続的発展のために貢献するとともに、多様な価値観の社会に対応し、すすんで人権の尊重やハラスメントの防止に努めることが求められる。	
原則5-1	持続可能な社会のための貢献	公立大学は、持続可能な社会の構築に貢献するため、そのミッションやビジョンに応じ積極的に対応するとともに、地域社会に対して大学の持つ資源や成果を還元していく。	○「北九州市立大学 SDGs宣言」を行い、教育面ではSDGs科目を設置し、研究面では学内競争的資金にSDGs枠を設定するなど、SDGs推進に取り組んでいる。 ○市内企業のSDGs経営支援やカーボンニュートラル経営支援等を行うとともに、SDGs関連の市民・企業向けセミナーやシンポジウムを開催しており、大学の持つ資源や成果の還元を努めている。
原則5-2	ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進	公立大学は、多様性を重んじ、性別、年齢、人種や国籍、障害の有無等にかかわらず、学生や教職員等の能力が最大限発揮できる機会を構築する。また、社会の発展が多様な知識や感性によって牽引されてきたことを踏まえ、学生の社会進出、教職員の採用、幹部職員への登用など、大学におけるあらゆる場面において、男女が共同参画し活躍できるよう各大学において計画的な取組みを進めていく。	○ダイバーシティ×インクルージョン https://www.kitakyu-u.ac.jp/department/education/diversity-inclusion.html
原則5-3	人権の尊重とハラスメントの防止	公立大学は、学生・教職員はもとより、大学の諸活動に関わるすべての関係者の人権が尊重されるよう配慮する。大学の構成員一人一人が人権の尊重とハラスメントの防止を自分自身の問題として捉えられるよう、組織的な取組みを進めていく。	○「北九州市立大学ダイバーシティ宣言」を行い、本学の基本的な考え方を周知している。 ○学長トップの「ダイバーシティ推進検討会議」を設置し、毎年度、「ダイバーシティ推進検討会議」で「ダイバーシティ・アクションプラン」を決定し、学内のダイバーシティの取組を進めている。 ○男女共同参画の取組みとして、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律にもとづく、「一般事業主行動計画」を策定し、次の4つの目標を掲げ取り組んでいる。 ・妊娠、出産、育児に関する支援制度の周知を図る ・年次有給休暇の取得率を高める ・時間外勤務の縮減を図る ・役職者に占める女性教職員の比率を高める ○第4期中期計画の中で、女性教員比率20%を数値目標として掲げ、男女が共同参画し活躍できるよう計画的な取組みを進めている。
		○本学における人権意識の向上、ハラスメントの防止、人権侵害又はハラスメントに起因する問題が生じた場合の迅速かつ適切な対応をするために、「公立大学法人北九州市立大学におけるハラスメントの防止に関する規程」を整備し、「公立大学法人北九州市立大学におけるハラスメントの防止に関する規程」に基づき、「人権・ハラスメント問題協議会」を設置している。 ○「ハラスメントの防止に関するガイドライン」と「ハラスメントの防止及び対策についての指針」に基づき、以下のとおり、適切に対応している。 ・各学部等や事務局から「人権・ハラスメント相談員」を複数選任し、相談窓口を設置している。 ・相談者からの申立てに基づいて、当該事案への対応を審議し、就労・就学環境改善のための調整員の設置、または人権・ハラスメント調査委員会の設置を行い、迅速かつ適切に対応できる体制を整えている。 ・教職員の人権意識及びハラスメント防止の意識の高揚を図るため、毎年度全教職員を対象としたハラスメント防止のための研修を実施している。	○ハラスメント防止 https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/compliance/harassment.html